

指 名 停 止 措 置 の 概 要

番号	商号又は名称、代表者名 本社等所在地	指名停止の期間	筑西市建設工事等指名停止等 措置要綱該当条件	理由	備考
1	株式会社安藤・間 水戸営業所 所長 上杉 智 茨城県水戸市宮町1-7-33	令和8年10月7日から 令和8年11月6日まで (1か月)	(安全管理措置の不適切により生 じた工事関係者事故) 第2条、別表第1第8項第(2) (1か月)	株式会社安藤・間及び菅原建設株式会社は、特定建設工事共同企業体として施工する高萩工事事務所発注の06県単道改第06-03-973-Z-001号道路改良工事((仮称)大久保町第2トンネル)のトンネル掘削中の工事現場において、令和8年3月19日、安全管理の不適切により、車両(10tダンプ)の後退に巻き込まれた1次下請け作業員1名が死亡する事故を起こした。 このことは、筑西市建設工事等指名停止等措置要綱第2条「別表第1第8項第2号」に該当する。	
2	菅原建設株式会社 代表取締役 若松 亜紀子 茨城県水戸市六反田町1213-1				